

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月十六日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一七―〇―一四二

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「経済調査室長」及び「上席転嫁対策調査官」を削る。

別表備考第一項中「令和四年十一月三十日」を「令和五年二月二十八日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。